

# 安い掛金で大きな補償

全国町村職員生活協同組合

## 自動車共済

掛金(年額) 普通車 3万3000円  
軽自動車 2万1000円で

対人・対物賠償 **無制限**の補償(B型)

自損事故傷害共済・無共済等自動車傷害共済・限定搭乗者傷害共済・他車運転特約・臨時費用の制度が自動付帯

### ◆お得な掛金

■年齢条件や事故等級がないため、掛金は一律です。

若い方や、事故をして共済を利用した方も掛金は上がりません！

■剰余金が生じれば、払込掛金に応じて割戻金をお支払します。

過去3カ年(R3~5年度)の平均実績は掛金の約15%

▼B型(対人無制限、対物無制限、限定搭乗者1,000万円、自損事故1,500万円)の場合

	普通・小型乗用	軽四輪	自動二輪	原付
共済掛金	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円

### ◆加入できる自動車

■同居のご家族や、学業等で別居されているお子様のお車も加入できます！

■退職後も引き続き継続加入できます！

■共済契約者の承諾を得て被共済自動車を使用又は管理中の方も被共済者に含めます。  
(自動車関係業者が使用又は管理している間は除きます。)

※その他加入条件等の詳細は、パンフレットをご確認ください。

例) 友人が写越で使うため、車を貸してあげた場合など

## ◆事故時の対応

- 本共済が相手方との示談交渉を行います！
- 365日24時間事故受付OK！（夜間・休日もフリーダイヤルによる事故受付を実施）

## ◆自動付帯される補償等

### ■自損事故傷害共済

被共済自動車がガードレールや電柱等への衝突、ガケから転落等により、被共済者が死傷した場合で、自賠責保険や政府補償事業の対象とならない場合に、共済金（死亡・後遺障害・医療・介護費用共済金）を支払います。

### ■無共済等自動車傷害共済

相手車の過失により、被共済自動車に搭乗中の被共済者及びその配偶者、父母又は子が死亡又は後遺障害が生じたときに、相手車が無共済（保険）車で十分な賠償額が得られない場合、被共済者1名につき2億円を限度に共済金を支払います。

### ■限定搭乗者傷害共済（A型＝500万円、B型＝1,000万円）

被共済自動車を運行中、被共済者が死亡したり傷害を被った場合に共済金を支払います。

### ■他車運転特約（二輪車を除く）

共済契約者とその配偶者又は同居の親族が、その所有する自動車及び常時使用する自動車を除く他の自動車（二輪車を除く）を運転中にその運転者に賠償責任が生じたときは、その自動車を被共済自動車とみなして共済金を支払います。

### ■臨時費用

対人事故により被害者が「対人事故の直接の結果として死亡又は30日以上入院した」場合、対人賠償金とは別枠で臨時費用を支払います。（1回の事故に対して、被害者1名につき）

### ■ロードサービス（平成29年1月より開始）

契約自動車が事故・故障等で自力走行不能となった場合に、レッカーけん引・応急処置等を手配します。

※各制度の適用条件等の詳細は、パンフレットをご確認ください。

## ◆車両共済（ご自身のお車の補償）

- 全国町村職員生活協同組合の自動車共済加入者は、自動車共済の補償に上乗せでご自身のお車の損害を補償する車両共済（保険）に加入することができます。  
※詳しくは、株式会社千里（0120-731-087）まで

商品の詳細等については、パンフレットをご覧ください。  
パンフレットは、全国町村職員生活協同組合HP（<http://www.zcss.jp/>）からダウンロードいただくか、全国町村職員生活協同組合島根県支部（島根県町村会 0852-61-0885）にご請求ください。